

令和 5 年 2 月 20 日

精華町議会

議長 三原 和久 様

木津川市精華町環境施設組合議会議員

竹川 増晴

大野 翠

佐々木雅彦

令和 5 年木津川市精華町環境施設組合議会定例会報告

令和 5 年 2 月 8 日（水）に標記定例会が開催されましたので報告します。

開会時間 9 時 30 分 閉会時間 15 時 00 分

◇ 高味孝之議長挨拶

◇ 河井規子管理者挨拶概要

環境の森センター・きづがわの運転管理に関しまして、去る 1 月 6 日から 1 月 17 日の間、2 炉とも停止をし、クレーン、排ガス処理設備、電気設備などの定期点検を行いました。また、昨年 12 月 29 日から年末年始の休炉期間に入りましたので、この定期点検期間を合わせますと、19 日間、ごみの焼却処理をしていませんが、年末年始のごみの増加を考慮した運転計画により、ごみの受入れにつきましては、問題なく、対応している状況でございます。引き続き、適切に施設の維持管理に努め、可燃ごみの安定した焼却処理に取り組んでまいります。

◇ 会議録署名議員の指名

2 番 高岡議員

3 番 伊藤議員

◇ 会期の決定

本日 2 月 8 日の 1 日間

◇ 一般質問

1. 竹川増晴議員

① 一部事務組合に住民の意思を反映させることについて

- (1) 広報だけでなく、「生ごみたい肥化運動」など具体的に見えるごみ減量運動を提案し、組織化することなどを考えていますか。
- (2) 広聴が重要だといわれています。組合として広聴の場を設定することを考えていますか。

答弁：少ない人数ではあるが HP の充実を図りたい。

② 災害廃棄物処理について

- (1) 普段の処理実績を踏まえ、災害時における処理能力はどれほどなのか。
- (2) 2021 年 9 月に奈良市の焼却炉が故障し、1 ヶ月程奈良市の一般廃棄物を受け入れたことがありました。その際通常料金でごみを受け入れました。その理由をたずねると、ケースバイケースで判断するとの事でした。良心的な対応であったと思われませんが、本組合が逆に他の組合に依頼した場合にはどうなるかは不明です。このような事態を想定して、近隣自治体と申し合わせ文書などを作ることは考えていますか。

答弁：処理能力の具体的な数字は明確にはお答えできない。他の自治体への協力要請は考えている。

2. 佐々木雅彦議員

① 法令遵守および相互けん制機能ならびに全体の奉仕者である業務の在り方について

- (1) 合法的かつ法令遵守の業務遂行の姿勢を問う。

答弁：これまで同様、引き継がれてきた合理的運営に努める。

- (2) 組織体制の整備と権限分離・けん制機能の確保

答弁：引き続き兼務体制で行く。この間職員を一人増やした。来年度総務課職員を一名増やす予定をしている。

- (3) 住民や議会への説明責任を果たす姿勢

答弁：近隣市町を参考にしていきたい。

- (4) 議会軽視の姿勢を継続するのか。

答弁：議長にだけ報告するのではなく、すべての議員にも連絡したい。

Q. 会議録を出さないのは合法ですか。

A. 例規集で会議録を出すとなっているので今後は、会議録を出していく。(合法かどうかについて応えず。)

3. 宮嶋良造議員

① 温室効果ガスの削減に向けてすべきことは何か。

(1) プラスチックの焼却は、化石燃料を燃やすことと同じであり、温室効果ガスを減らすためには、製品プラスチックごみの焼却をやめるべきではないですか。

答弁：各市町で分別の方針を決めている。それを受けて可燃ごみを焼却している。構成市町でのごみ減量計画・目標は知らない。

Q. 計画・目標数値を知らないとは考えられない。すぐにしらべよ。

暫時休憩

A. 構成市町のごみ減量・目標を把握し発表する。

4. 大野翠議員

① 施設見学の「啓発」について

(1) 子供向けの啓発について

A. HPにも「子供向け」を作ってはどうか。

B. 施設内の見学通路にクイズ形式のパネルをもっと増やすなど、パネルの充実はできないか。

C. 見学後の実生活上などにおいて、ごみの出し方についてわかりやすい啓発を行っているか。

(2) 団体向けの啓発について

A. 大人向けに、近隣企業や団体などに呼びかけおこなっているか。

答弁：現時点で「子供向け」は考えていない、パネルの充実は考えていない。見学者に「ゴミ分別ゲーム」をやっている。HPでの見学の呼びかけのみ行っている。

◇ 議案第1号 木津川市精華町環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

Q. 日数計算の起算日は、当日か翌日か。

A. 起算日は請求のあった翌日である。

〈全員一致可決〉

(注) 木津川市精華町環境施設組合議会の個人情報の保護に

関する条例は、2月1日の議会運営委員会において、作成しない事になり、本定例会には提出されていません。

- ◇ 議案第2号 木津川市精華町環境施設組合情報公開個人情報保護審査会設置条例の全部改正について

Q. 第5条、現行では「情報公開制度と個人情報保護制度について」識見と限定的だが、改正案では「優れた識見を有する」とだけあり、何に関するものか特定されていない。これでは、医学でもいいし数学でもいい。目的との関係で妥当なのか。

A. 妥当と考える
〈全員一致可決〉

- ◇ 議案第3号 木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

Q. 本組合には会計年度任用職員はいないはずだが。

A. 現在のところいないが、一応制定するものです。
〈全員一致可決〉

- ◇ 議案第4号 木津川市精華町環境施設組合職員の定年などに関する条例等の一部改正等について

〈全員一致可決〉

- ◇ 議案第5号 令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について

〈歳出質疑〉

Q. 健康診断は職員全員しているのか。

A. 全員実施しています。

Q. 電算保守委託はどのようにされているのか。

A. 主にPCの入替です。

Q. 監査委員報酬が一年で12,000円で低すぎるのではないか。最低賃金と比べても低すぎる。

A. 他の施設組合と比べて検討する。

〈歳入質疑〉

Q. なし

〈可決〉

- ◇ 閉会中の継続審査申し出

- ・ 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査を行う。

議会運営委員会

開会時間 15 時 15 分 閉会時間 17 時 10 分

- ◇ 議会運営申し合わせ事項が全員一致で決定
- ◇ 議会運営申し送り事項について

今期の木津川市精華町環境施設組合議会の議会運営委員会に置いて協議し、決定に至らなかった事項等について、次期議会運営委員会へ申し送るものとする。

なお、次期議会運営委員会における協議の際は、会議録等により協議経過を確認のうえ実施されるよう留意されたい。

以上